

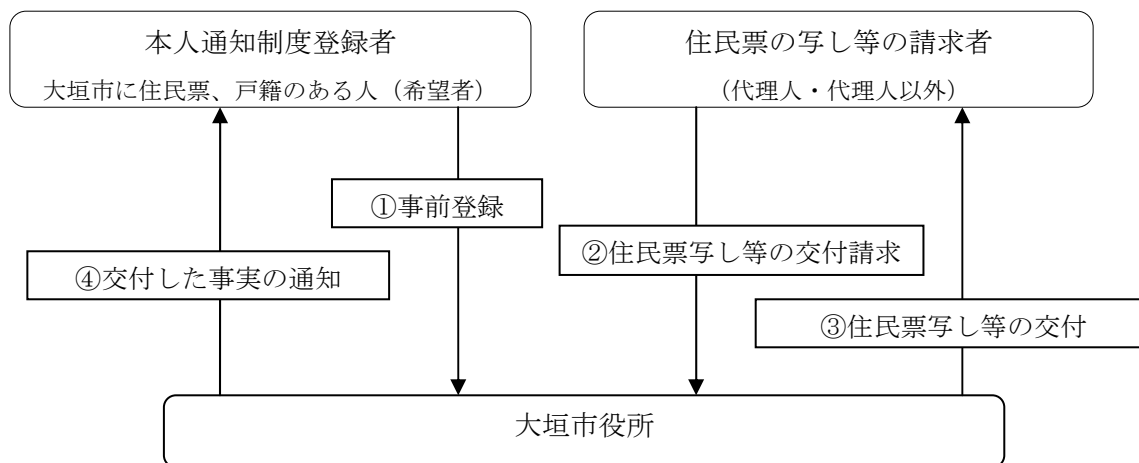
| | |
|-----|----------------------|
| 所属 | 大垣市福祉部窓口サービス課 |
| 担当 | 戸籍係 伊藤 |
| 連絡先 | 0584-81-4111 (内線440) |

大垣市住民票の写し等の交付に係る本人通知制度の実施について

1. 本人通知制度の概要

この制度は、市役所に事前に登録した人に対し、その人の住民票や戸籍の謄抄本などの写しを第三者に交付した場合に、市役所から交付した事実を登録者に対し通知する制度で、住民票などの不正請求や不正取得による個人の権利侵害の防止を図ること目的に実施するもの。

・本人通知制度の流れ（仕組み）



（1）登録できる人

- ・大垣市の住民基本台帳又は戸籍の附票に記載されている人（過去にあった人）
 - ・大垣市が作成した戸籍に記載されている人（過去にあった人）
- ※死亡した人、失踪宣告を受けた人は登録できない。

（2）登録期間（通知を行う期間）

登録した日から3年間（引き続き再登録することは可能）

（3）通知の対象となる証明書

- ・住民票の写し（本籍及び筆頭者の記載のあるもの）
 - ・住民票の記載事項証明書
 - ・戸籍の附票の写し
 - ・戸籍の謄本又は抄本
 - ・戸籍の全部又は一部事項証明
 - ・戸籍の記載事項証明書
- （それぞれ除票又は除籍等を含む）

※除票…住民票や一戸籍の附票にある者全部又は一部が除かれたものであり、保存期間は5年間である。
 ※除籍…一戸籍内の全員をその戸籍から除いたものであり、現在戸籍とは別に除籍簿として150年間保存している。

(4) 通知書に記載する事項

- ・住民票の写し等の交付年月日
- ・交付した住民票の写し等の種別及び通数
- ・交付した住民票の写し等の交付請求者の種別（代理人・代理人以外）

※本人通知の対象外

- ・国又は地方公共団体の機関からの請求
- ・本籍及び筆頭者の記載を省略した住民票の写し
- ・弁護士・司法書士等の特定事務受任者が、裁判・訴訟手続きや紛争処理についての代理業務に使用するための請求

2. 期待される効果（目的）

- (1) 住民票や戸籍の証明書が第三者に交付されたことを本人が早期に知ることで、万一、不正な取得である疑いがあれば、交付請求書の開示請求等により早期に事実関係を究明することができる。
- (2) 本制度が周知されることで、委任状の偽造や身元調査等がしにくくなり、不正請求の未然防止につながるることができる。

3. 実施時期

平成22年9月1日から

(参考)

本人通知制度の導入状況

- ・大阪府：大阪狭山市（平成21年6月1日）ほか13市町村
- ・愛知県：津島市（平成22年4月1日）
- ・広島県：大崎上島町（平成22年4月1日）
- ・鳥取県：智頭町（平成22年4月1日）
- ・埼玉県：全域：64市町村（平成22年6月1日）